

緑化用苗木の申込手続について

1 供給の種類と申込から決定まで

(1) 通常供給

通常供給は、緑化用苗木の供給の本則で、毎年度実施します。

《供給時期》

10月～翌年3月

《申込方法》

- (1) 毎年度、農業振興事務所が都各局、区市町村等の緑化用苗木の担当窓口に対して「緑化用苗木の供給希望調査」を実施します。
- (2) 「緑化用苗木の供給希望調査」は、都各局、区市町村等の緑化用苗木の担当窓口で、事業所や工事先などの供給希望時期、樹種、本数を取りまとめたうえ提出してください。
- (3) 通常供給では、「緑化用苗木の供給希望調査表」の提出をもって申込みとします。
希望調査表は、事務処理のため電子メール（エクセルファイル）で送信してください。
その際、**事務所長あての申込の文書（公文）を添付してください。これをもって公式な申込の確認とさせていただきます。**様式は問いません。公印省略も可とします。

《供給決定》

希望調査結果と供給可能本数を調整し、農業振興事務所から8月に都各局、区市町村等の担当窓口へ供給決定の通知をします。

(2) 随時供給

随時供給は、通常供給に残が生じた場合に実施するものです。

《供給時期》

- (1) 春と秋の2回実施します。
- (2) 春は、前年度の残となった苗木を4月下旬～6月に供給します。
- (3) 秋は、通常供給で残となった苗木を11月～翌年3月に供給します。

《申込方法》

- (1) 随時供給の申込期間及び供給内容は、都各局、区市町村等の緑化用苗木の担当窓口へ通知するとともに、農業振興事務所のホームページでも公開します。
- (2) 随時供給の申込みは、都各局、区市町村等の担当窓口を経由せずに、苗木を必要とする部署が「供給申込表」を作成し、農業振興事務所あてに電子メール（エクセルファイル）を送付してください。電子メールの受信をもって申込みとします。
その際、**振興課長あての申込の文書を添付してください。これをもって公式な申込の確認とさせていただきます。**様式は問いません。公印省略も可とします。

《供給決定》

- (1) 申込みの先着順に、供給数がなくなるまで順次供給決定します。
- (2) 農業振興事務所から申込表に受付番号を記入したものを電子メールで返信しますので、これをもって供給決定とします。
- (3) 申込内容によっては、樹種、本数又は供給時期の変更をお願いする場合がありますので予めご承知おきください。

(3) 供給決定内容の変更申込み

《樹種及び本数のみの変更申込み》

供給決定通知のあった供給日の1か月前まで

《供給日の変更申込み》

(1) 供給日を前倒ししたい場合は、前倒しの予定供給日の1か月前まで

(2) 供給日を遅らせたい場合は、供給決定のあった供給日の1か月前まで

《連絡先》

農業振興事務所にご連絡ください。

2 苗木の受入手続き

《受入手続》

(1) 「1 供給の種類と申込から決定まで」で示しました《申込方法》と《供給決定》にしたがって処理してください。

(2) 供給日の3週間までに、緑化用苗木の運搬業者が、供給決定に記載された担当者に連絡を入れますので、日時、場所について打合せて下さい。

《受領手続》

(1) 苗木搬入時に、運搬業者が届ける「公益財団法人東京都農林水産振興財団」あての「受領書」で受領確認とします。また、供給先には「受領書」の控えをお渡しします。

(2) 受領の際は、担当者が樹種、本数等の確認を行って下さい。供給決定した内容と異なっていた場合は受領する前に農業振興事務所に連絡して下さい。

3 問合せ先

東京都農業振興事務所 振興課

担当：松本・今安

T E L 042-548-4867 (直)

E-mail toshi-nougyo@section.metro.tokyo.jp